

第7節 歴史的文化的環境の保全【文化課】

県内には、生活に豊かさやうるおいを与えられる環境として、国宝明通寺本堂・三重塔、特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡などの歴史的遺産や文化的環境が数多くあります。

文化財保護条例等に基づき、こうした歴史的遺産等を文化財として指定し、また現状変更を伴う開発行為に対する規制等を通じてその保存と活用を図るとともに、歴史的・文化的環境の保全に努めています。

平成17年4月1日から改正文化財保護法が施行され、保護対象の拡大等が図られることになっており、こうした法改正等を踏まえ、今後とも市町村や文化財の所有者と連携を密にし、文化財保護および歴史的・文化的環境の保全を着実に推進します。

(1) 文化財の指定等の現況

指定の現況

平成15年度では、新たに国指定で3件（建造物1件、美術工芸品1件、無形民俗文化財1件）、県指定で7件（美術工芸品）が指定され、1件（無形民俗文化財）が解除されました（表3-4-23）。

保存・活用への支援

文化財に指定された建造物等の修理や民俗芸能の公開および後継者育成等に対する助成を通じて、歴史的文化的環境の保全と活用に努めています（平成15年度助成20件）。

現状変更等に対する規制

史跡、名勝および天然記念物の現状変更を伴う開発行為に対する規制を通じて、景観の保全等を図っています（平成15年度許可78件）。

(2) 重要伝統的建造物群保存地区の整備

宿場町としての町並みが残る上中町熊川宿の民家等の修理に対する助成を通じて、伝統的建造物群の保存整備を図っています（平成15年度助成2件）。

(3) 登録有形文化財の登録推進

築後50年を経過している建物や橋等の建造物の登録を推進し、文化的景観の保全に努めています（平成16年3月31日現在24件登録）。

(4) 歴史の道の調査・活用

歴史的な道やその周辺の歴史的遺産の調査を行っています。調査終了後に、整備計画を作成し、歴史の道の保存・活用を図ることとしています（平成15年度調査3件〔永平寺街道、勝山街道、美濃街道〕）。

(5) 歴史的建造物の保存・活用【営繕課】

文化財に指定されていない建造物の中にも、地域の歴史、生活史を表現し、または地域の景観を形成している貴重な歴史的建造物が数多く存在します。

これらの歴史的建造物を活用した市町村の地域づくりを支援し、歴史的建造物を保存・継承する取り組みの拡大を図っていきます。

平成15年度は三国町岸名家について助成し、平成16年度は今庄町明治殿について助成を予定しています。

また、歴史的建造物の保存・活用の基礎資料とするため、データベースを作成します。

表3-4-23 指定文化財件数（平成16年3月末現在）

種 別	国指定	県指定	種 類
有形文化財	建 造 物	23（うち国宝2）	25
	美術工芸品	77（うち国宝4）	156
無 形 文 化 財		1	3
民俗文化財	有形民俗文化財	-	9
	無形民俗文化財	5	48
記 念 物	史 跡	23（うち特別史跡1）	29
	名 勝	13（うち特別名勝1）	4
	天然記念物	22（うち特別天然記念物4）	32